

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年1月27日 20時20分ごろ
発生場所	愛媛県上島町生名島立石港 生名港沖防波堤北灯台から真方位327° 1,780m付近 （概位 北緯34° 16.7′ 東経133° 10.6′）
事故の概要	旅客船夢運便は、着棧操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年1月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 夢運便、198トン
船舶番号、船舶所有者等	142698、三光汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部のランプゲートに曲損 岸壁 コンクリート製階段が一部崩落
気象・海象	気象：天気 雨、風向 東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長及び運航管理者ほか4人が乗り組み、旅客31人を乗せ、車両17台及び二輪車1台を積載し、立石港の棧橋（以下「本件棧橋」という。）北面へ着棧操船中、東風により船体が西方に圧流されたので、本件棧橋北面から離れて着棧をやり直すこととした。</p> <p>本船は、船長が、半速力後進で本件棧橋北面から約30m離れ、主機操縦レバーを中立状態とし、同レバーを微速力前進に操作したところ、クラッチが前進に嵌合せず、操船不能となって折からの東風に圧流され、左舷船尾部のランプゲートが本件棧橋の西方に位置する岸壁（以下「本件岸壁」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、本船の主機が回転数毎分700以上で、クラッチを一気に後進から前進に入れると、インターロック（機関に急な負荷変動が起こらないように突発的なクラッチの嵌脱を防止する機能）が作動してクラッチが嵌合しなくなることを本事故後に知った。</p>
分析	<p>本船は、着棧操船中に体勢を立て直そうとしていた際、主機が回転数毎分700以上で、クラッチを一気に後進から前進に入れると、インターロックが作動してクラッチが嵌合しなくなる特性を有しているにもかかわらず、船長が、半速力後進で本件棧橋から離れた後、主機操縦レバーを急いで微速力前進に操作したことから、クラッチを前進に嵌合できずに操船不能となり、折からの東風により圧流されて本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、本船が、着棧操船中に体勢を立て直そうとしていた際、主機が回転数毎分700以上で、クラッチを一気に後進から前進に入れると、インターロックが作動してクラッチが嵌合しなくなる特性を有しているにもかかわらず、船長が、半速力後進で本件棧橋から離れた後、主機操縦レバーを急いで微速力前進に操作したため、クラッチを前進に嵌合できずに操船不能となり、折からの東風により圧流されて本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 運航管理者は、乗組員に対して所属船の各種インターロック（安全装置）について十分に説明しておくこと。・ 操船者は、主機の操縦特性を熟知して慎重な操船を行うこと。・ 着棧操船をやり直す際には、棧橋から十分に離れて適切な着棧体勢を確保してから行うこと。